

随 意 契 約 理 由 書

1 工事（業務）名	Hi-TeLus 端末データ通信契約(2019 年度)
2 業 者 名	(株) NTTドコモ
3 随意契約理由	
<p>本業務は、阪神高速道路株式会社（以下、「当社」という。）の社員が、社外から受発注者間で工事情報等を共有するためのシステムHi-TeLus を利用するためのモバイル端末について、LTE データ通信を行うための通信サービス契約を行うものである。</p> <p>当該端末を用いて実施する業務は、Hi-TeLus を利用した受発注者間での工事情報等の共有、業務打合せ及び各種手続であり、当該業務の円滑かつ効率的な実施のためには、安定した通信環境を確保する必要がある。</p> <p>そのため、通信トラフィック混雑時等において、MVNO（仮想移動体通信事業者）と異なり、通信速度制限が発生せず、良好な通信環境を継続して維持できるサービスを提供できる電気通信役務としての移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であること、当該サービスに係る無線局を自ら開設又は運用している者であること、また、社外の各種環境化において安定した通信環境を維持するため各種周波数帯でのデータ通信が可能であること。更に、SIMカード単体でのデータ通信サービスの法人契約を提供していることが契約相手方に求められる要件となる。</p> <p>株式会社NTT ドコモは、上記要件を満たし、かつ、当社にとって最も有利な価格をもって契約することができるものと考えられるため、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定により随意契約とする。</p>	
<p>阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定による。</p>	